五　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

3　地域学校協働活動推進室に、室長を置く。

4　青少年教育室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　青少年教育のための補助に関すること。

三　青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

四　公立及び私立の青少年教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。

五　公立の青少年教育施設の整備のための補助に関すること。

六　青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

七　文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

八　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

5　青少年教育室に、室長及び青少年体験活動推進専門官一人を置く。

6　青少年体験活動推進専門官は、青少年の体験活動の推進に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

7　家庭教育支援室は、家庭教育の支援に関する事務をつかさどる。

六　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

3　地域学校協働推進室に、室長を置く。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

8　家庭教育支援室に、室長並びに家庭教育調査官及び家庭教育支援連携推進専門官それぞれ一人を置く。

9　家庭教育調査官は、家庭教育の支援に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

10　家庭教育支援連携推進専門官は、家庭教育の支援に関する関係団体及び地域社会相互の連携及び協力の推進に係る専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。

［条を削る。］

（女性政策調整官、外国人児童生徒教育専門官、日本語指導調査官、安全教育調査官及び青少年有害環境対策専門官）

第二十一条　男女共同参画共生社会学習・安全課に、女性政策調整官、外国人児童生徒教育専門官、日本語指導調査官、安全教育調査官及び青少年有害環境対策専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を加える。］

（青少年体験活動推進専門官及び青少年有害環境対策専門官）

第十九条の二　青少年教育課に、青少年体験活動推進専門官及び青少年有害環境対策専門官それぞれ一人を置く。

2　青少年体験活動推進専門官は、青少年の体験活動の推進に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

3　青少年有害環境対策専門官は、青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（家庭教育支援室及び女性政策調整官）

第二十条　男女共同参画学習課に、家庭教育支援室及び女性政策調整官一人を置く。

2　家庭教育支援室は、家庭教育の支援に関する事務をつかさどる。

3　家庭教育支援室に、室長並びに家庭教育調査官及び家庭教育支援連携推進専門官それぞれ一人を置く。

4　家庭教育調査官は、家庭教育の支援に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

5　家庭教育支援連携推進専門官は、家庭教育の支援に関する関係団体及び地域社会相互の連携及び協力の推進に係る専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。